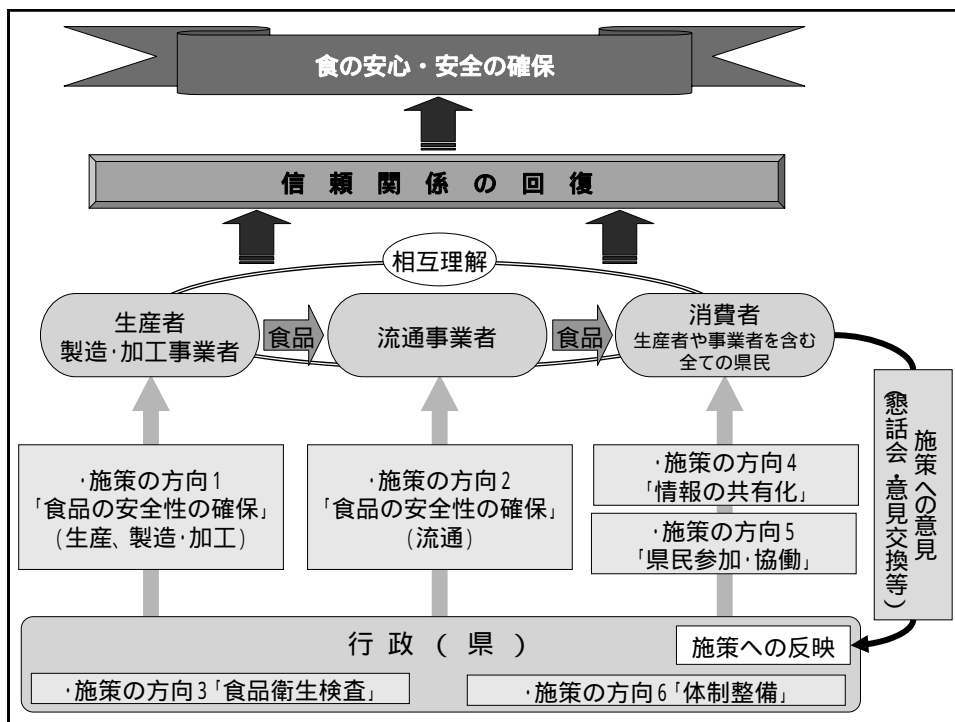


山口県における 食の安心・安全確保の取り組み

環境生活部生活衛生課
食の安心・安全推進班

安心で安全な食生活を守るためには

- 生産者、事業者の意識の向上や検査、監視、指導の徹底などを通して「食の安全」を確保するとともに、県民の皆様への的確な情報提供や普及啓発、食育などを通して「食の安心」を醸成することにより、食に対する不信や不安を解消することが必要



安全な食品の生産、製造、加工を確保します
エコファーマーの認定
動物由来感染症監視体制整備
農産物出荷前残留農薬検査体制整備
食品関係施設の監視指導

安全な食品の流通を確保します
食品表示合同パトロール
食品表示ウォッチャー
県産食品表示学習会
食品関係施設の監視指導

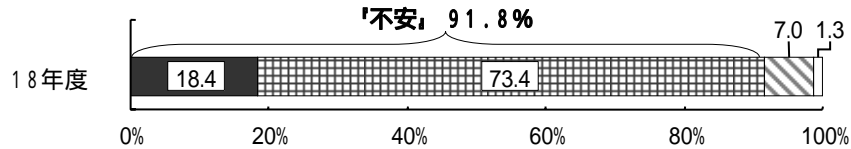
食品の衛生検査を徹底します
 食品の規格基準の検査
 食品の農薬残留実態調査
 輸入食品の食品添加物検査
 食品中のアレルギー物質検査
 検査結果の公表

情報の共有化に努めます
 食の安心・安全お届け講座の実施
 食の安心・安全体験教室の実施
 食の安心コミュニティ活動の推進

県民参加や協働の機会を提供します
 食の安心・安全確保懇話会の設置
 食育推進ボランティア活動

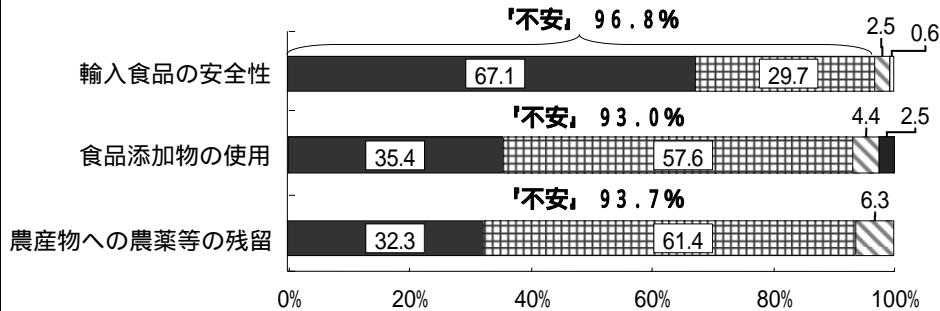
Q あなたは、日常の生活で食品に不安をお持ちですか。

■ 非常に不安 ▨ 少し不安 ▩ 不安はない □ 無回答

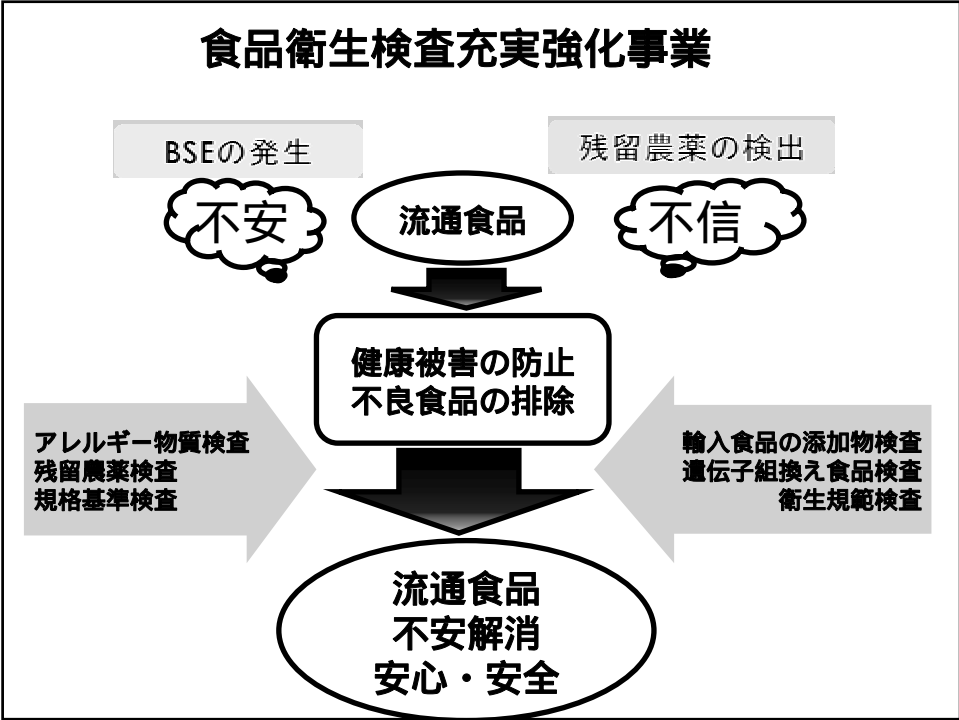
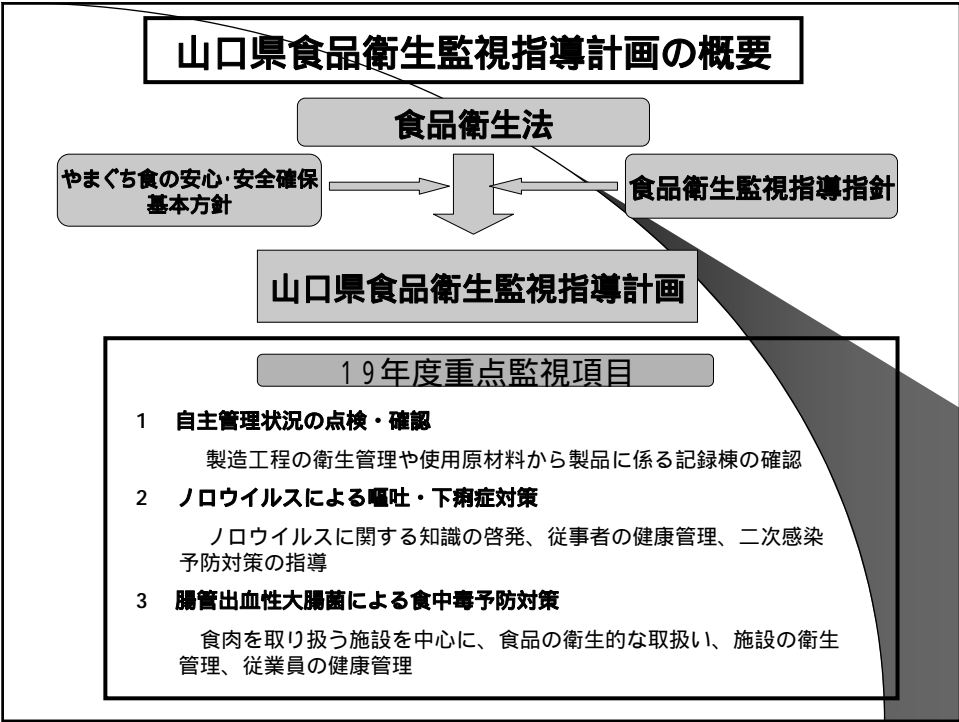


Q あなたは、食品について、どのようなことを不安をお持ちですか。

■ 非常に不安 ▨ 少し不安 ▩ 不安はない ■ 分からない □ 無回答



平成18年度 県政モニターアンケート調査結果

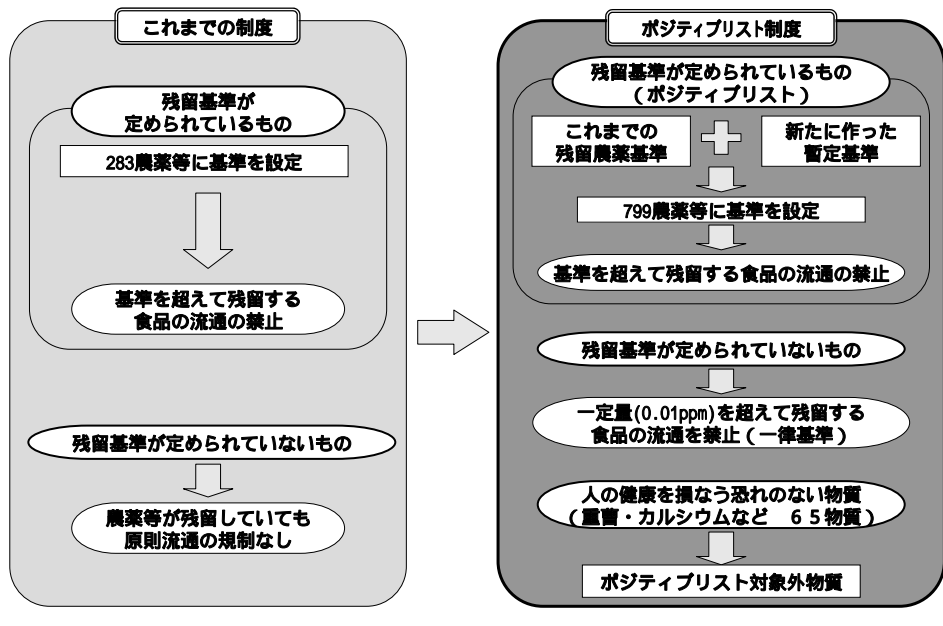


食品に残留する農薬等に関する制度 (ポジティブリスト制度)

これまでの規制では、残留基準が設定されていない農薬等が食品から検出されても、その食品の販売を禁止することはできなかった

残留農薬等に関する新しい制度(ポジティブリスト制度)では、原則、すべての農薬等に残留基準が設定され、基準を超えて農薬等が残留した場合その食品の販売等を禁止

食品の残留農薬基準 (ポジティブリスト制度)



従来制度の基準 (農薬の場合)

品目	農薬A	農薬B	農薬C	農薬D (残留基準 設定なし)
米	0.2 ppm		検出しては ならない	
トマト	5.0 ppm	5.0 ppm		
スイカ	0.2 ppm			
キャベツ	0.2 ppm	0.1 ppm		

ポジティブリスト制施行後の基準

品目	農薬A	農薬B	農薬C	農薬D
米	0.2 ppm	暫定基準 2.0 ppm	検出しては ならない	一律基準 0.01 ppm
トマト	5.0 ppm	5.0 ppm	一律基準 0.01 ppm	一律基準 0.01 ppm
スイカ	0.2 ppm	暫定基準 3.0 ppm	暫定基準 3.0 ppm	一律基準 0.01 ppm
キャベツ	0.2 ppm	0.1 ppm	一律基準 0.01 ppm	一律基準 0.01 ppm

注意！

原則すべての農薬等について
残留が規制されます。

品目は、農産物だけでなく、
すべての加工食品が対象です。

検査対象農薬

県内の主な野菜・果物の生産によく使用されると
考えられる農薬

野菜・果物の輸入量が多い中国、台湾、韓国等
で残留基準が定められており、農産物によく使用さ
れると考えられる農薬

過去に安全性から使用が禁止されたが、その残
留性が高く健康被害が危惧される農薬

食品中の残留農薬検査

年度	種類	項目数	検体数	検体数		違反数	備 考
				国内	海外		
H14	10	29~20	40	32	8	0	中国産冷凍ホウレンソウ12検体検査
H15	32	93	200	179	21	2	ホウレンソウ1検体、だいこん1検体 (フェンバレレート)(ホスチアゼート)
H16	32	119	200	175	25	1	なす1検体 (E P N)
H17	39	119	200	169	31	0	
H18	34	202	200	181	19	1	春菊1検体 (フェンプロバトリン)
H19	36	202	200	160	40		予定

野菜などの農産物の残留農薬（殺虫剤、除草剤など202農薬）については、消費者の不安が高まっていることから、検体数や検査項目数を、大幅に増やして検査の強化を図っています。また、輸入品についても検査を行っています

収去検査結果に対する措置

収去検査結果

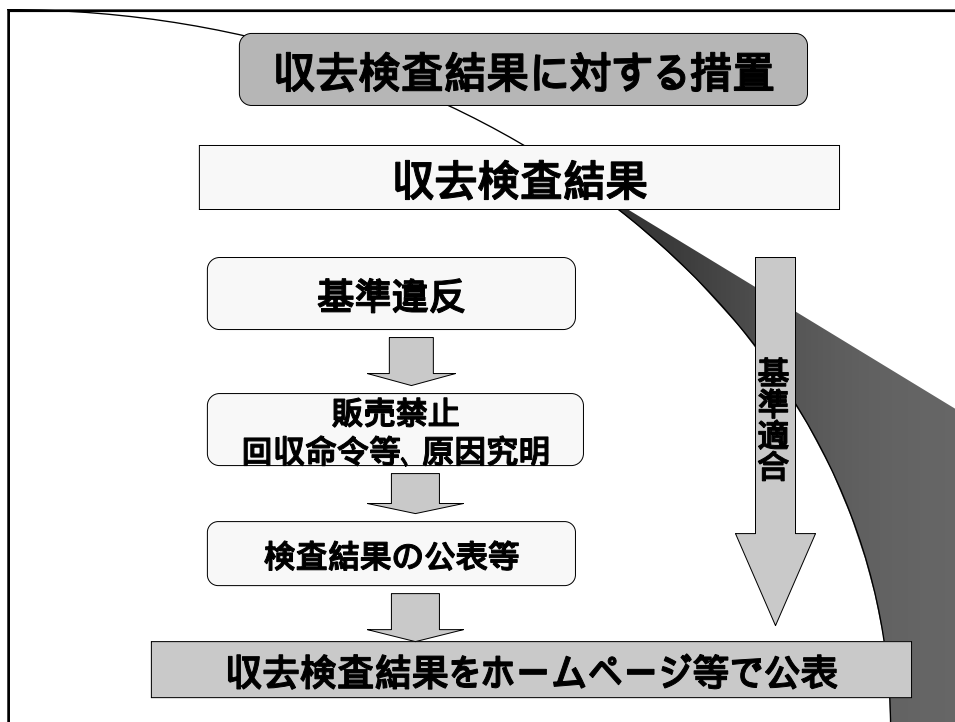
基準違反

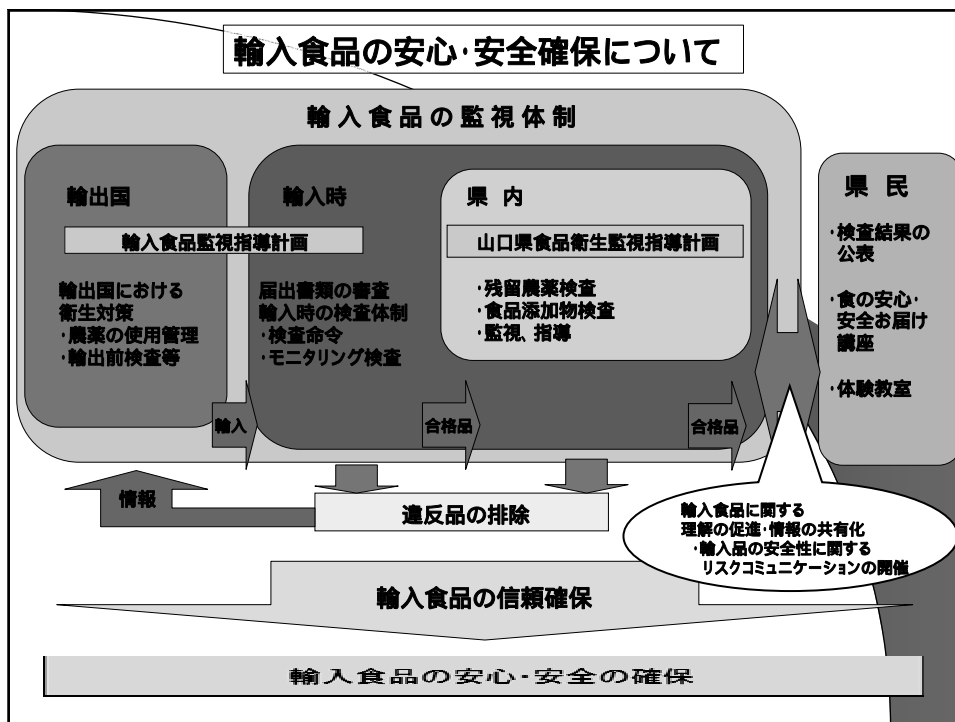
販売禁止
回収命令等、原因究明

検査結果の公表等

収去検査結果をホームページ等で公表

基準適合





輸入食品添加物検査

年度	食品名	検体数	違反件数	備 考
H18	柑橘類・バナナ	105	(3)	店頭での防カビ剤使用の表示なし 表示の改善を指導（プライスカード）
	菓子類	100		
H17	柑橘類・バナナ	114	(1)	店頭での防カビ剤使用の表示なし 表示の改善を指導（プライスカード）
	菓子類	101		
H16	柑橘類・バナナ	116		
	菓子類	97	(1)	
H15	柑橘類・バナナ	99		
	菓子類	92		

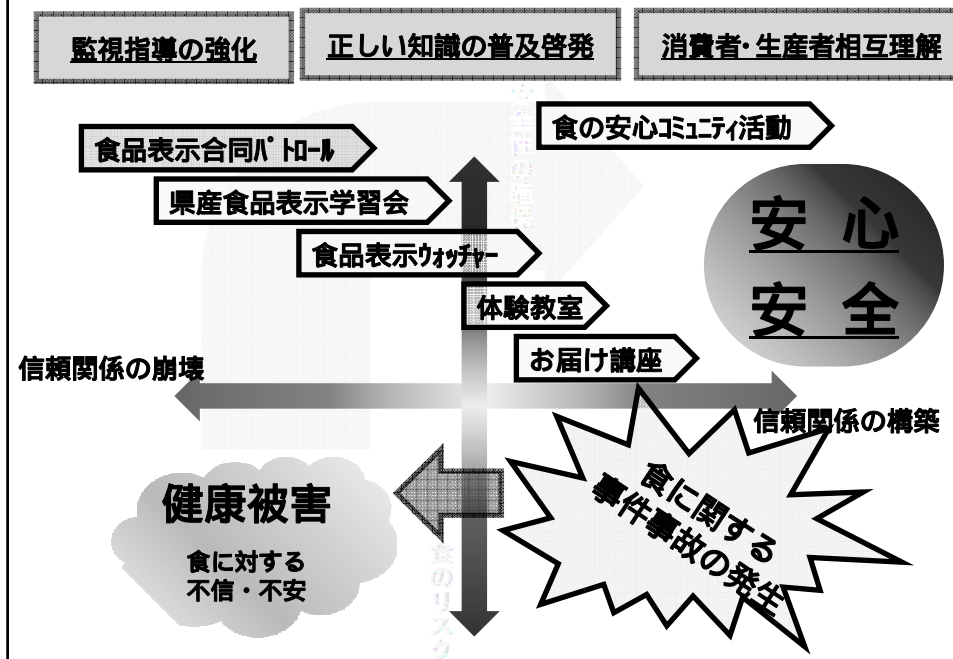
県内に流通している輸入食品200検体について、食品衛生法で定められている添加物の使用基準等について検査を実施している。
菓子類については、甘味料、保存料、漂白剤などを、柑橘類・バナナについては防カビ剤の検査を行っている。

食品中のアレルギー物質検査

年度	検体数	種類	物質別検出検体数					備考
			乳	卵	小麦	そば	落花生	
H19	100							予定
H18	101	4		1	3			魚肉練り製品
H17	100	5		1				麺類
H16	100	10		1				魚肉練り製品

県内8箇所の健康福祉センターでは年間計画を定め、県内に流通する食品を収去し、表示義務のあるアレルギー物質の特定原材料（小麦、卵、乳、そば及び落花生）について、使用の有無や混入の有無を検査し、アレルギー物質に係る表示が適正に実施されているかを確認しています。

食の安心・安全確保対策関連主要事業



食品表示合同パトロール

調査年度	調査実施店舗数				点検食品数	不備件数	
	実施施設数						
	青果	食肉	鮮魚	加工品			
H19(1/4)	32					9	
H18	232	157	145	141	165	32,829	51
H17	236	138	141	143		30,408	74
H16	232	158	148	150		33,575	51
H15	248	205	216	218		46,615	59

食品表示は、食品衛生法や農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）等の複数の法律により規制されています。

そのため、県（健康福祉センター、農林事務所、水産事務所（振興局））と国（山口農政事務所）が合同で食品表示のパトロールを行い、効率的かつ効果的な食品表示の監視指導に取り組んでいます

食の安心・安全体験教室

県下各地で、食の安心・安全に関する体験学習を通じて、食に関する知識と理解を深める体験教室を開催。

平成18年度：実施回数：10回（参加者301人）

県産食品表示学習会

平成18年度から、県産食品の表示の適正化を図るため、道の駅等の地域特産食品製造者、販売者等を対象に表示に関する学習会を県下6か所で開催。（参加者136人）

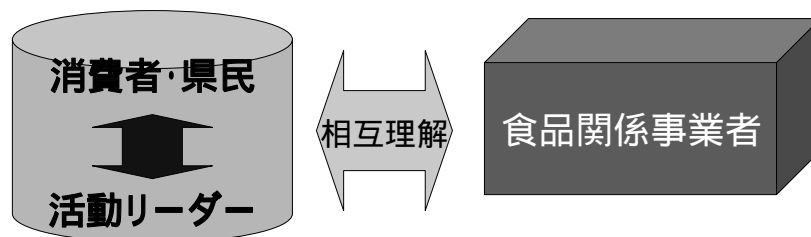
食品表示ウォッチャー制度

山口県では、消費者の方に日常の購買活動（買い物）を通じて、食品表示のモニタリングを行ってもらう「山口県食品表示ウォッチャー」制度を平成15年度からスタートさせました。



食の安心コミュニティ活動の推進

県民の中から、消費者と食品事業者との意見交換会の核となるリーダーを育成し、県下各地において、リーダーを中心とした県民主導の意見交換会を開催し相互理解を深める。



食の安心・安全お届け講座

平成16年度より食の安心・安全について、県民の皆様
正しい知識と理解を深めていただけるよう、ご要望に応じ
て、県の職員がお伺いして説明させていただく「お届け講
座」を実施しています。

年度	開 催 回 数	講 座 内 容				参 加 者
		食の安全性	食品の表示	食中毒予防	その他	
H18	1 2 3	2 6	1 9	8 9	4	4 . 2 4 8
H17	9 6	2 6	2 5	7 4	1 1	3 , 7 0 9
H16	1 6 4	5 9	4 5	1 3 1	1 6	4 . 8 3 2
合計	3 8 3	1 1 1	8 9	2 9 4	3 1	1 2 , 7 8 9